

第3回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

●令和元年度大竹市一般会計 補正予算(第2号)

Q ふるさと納税の寄付がかなり順調に集まっていることがわかるが、その理由と直近で把握している総額、今年度の見込み総額について問う。

A 平成29年度から平成30年度の総額は、ほぼ横ばいだが、現状は昨年8月末と比べ約2倍の額となっており、総額は約3億円を見込んでいる。これまで返礼品の開発やサイト数を増やしてきたことのほか、本市では過去から総務省のルールを順守しており、金額や品目に変更がなかったことによるものと考えている。

Q 副食費の保護者負担金が免除となる人数の割合と、対象外の子どもについても市の独自財源で無償にする考えはないか問う。

A 現在、399名の約2割に当たる80名が免除対象となる。全ての子ども副食費を無償化するには財

源が必要となるので、慎重に検討していきたい。ただし、土曜日の副食費については、保育所の利用者が少ないことから、市で負担することとし、保護者負担は、国の基準月額4500円より低い、月額4000円に設定している。

Q ボートレース事業収入は、平成29年度決算が約5300万円、平成30年度決算が約6100万円となっていたが、令和元年度は約1000万円を減額する理由について問う。

A ボートレース事業の未処分利益剰余金は、平成29年度と比べて増額している。そこから、今後に備えて、建設改良積立金への積立等をした残りの部分が、大竹市・廿日市市の配分金となっている。配分金の総額自体は、昨年より少し減少しているが、安定して配分されている。

●工事請負契約の締結について (大竹会館改築等工事(建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事))

Q 豪雨災害など様々な要因によつ

て人材、資材不足などの状況があるなか、この工事の計画が遅延することはないのか問う。

A 資材や人材等が不足する社会情勢にあり、工事に影響する可能性が極めて高い。工期内に完了させる必要があるため、新会館の完成前に既存の旧館及び新館の解体に着手せざるを得ない場合もある。

Q 高額な工事請負契約であるが、前払金は通常の上限金額のままであるのか問う。

A 業者の前払金を特別に増やす予定はなく、契約金額の40%以内で、6000万円を限度としている。

Q 建築主体工事が落札率99.9%と、ほぼ100%に近いが、このような結果となった理由について問う。

A 予定価格を事前に公表しており、応札者はそれを見て入札しているため、このような結果になったのではないかと思われる。



大竹会館外観イメージ図

●その他の議案 5件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決

第3回定例会は、令和元年9月4日～9月27日の24日間行われました。
 詳細については、令和元年12月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

**生活環境委員会
 主な審査内容**

●平成30年度大竹市水道事業会計
 剰余金の処分及び決算の認定に
 ついて・平成30年度大竹市公共
 下水道事業会計剰余金の処分及
 び決算の認定について・平成30
 年度大竹市工業用水道事業会計
 決算の認定について

Q 水道事業会計決算における船舶
 用の有収水量について、平成30年度
 は、平成29年度と比較して約20%減
 少している。

一方で、『市政のあらまし』に記
 載の、大竹港のけい船料の収入は、
 平成30年度は平成29年度と比較して
 約7・8%増加している。船舶の寄
 港は増加しているのに、船舶への給
 水が減少した原因について問う。

A 船舶代理店の一社が手配する外
 航石炭船の大竹港への入港が減少し
 ており、平成30年度に給水の実績が
 なかった。
 外航の船は一度に大量の給水を行
 うため、その影響によるものが原因
 と考えている。



大竹港に停泊する船舶

●大竹市離島振興対策実施地域に
 おける固定資産税の課税免除に関
 する条例の制定について

Q 本条例を制定することになった
 経緯について伺う。また、課税免除
 の取り消し事由について、第5条第
 5号では『事業を廃止したとき又は
 連続して1年以上休止したとき』と
 されている。

本条例の指定区域は離島であり、
 災害や事故又は漁期の関係等で、や
 むなく1年以上事業が休止となる場
 合も想定される。こうした際の対応
 への考えについて問う。

A 平成31年3月に『離島の振興を
 促進するための大竹市における産業
 の振興に関する計画』を策定してい
 る。

経済産業省など、関係各省の大臣
 の認定を受け、本計画に係る区域の
 指定の告示が6月14日にあり、阿多
 田島が租税特別措置の対象になった。
 計画に掲げる『阿多田島における
 産業の維持・活性化』に向けた具体
 的な施策として、固定資産税の優遇
 をするために、本条例を制定するも
 のである。

また、課税免除は『取り消すこと
 ができる』規程としているため、災
 害等の場合には、事情を考慮した対
 応が可能と考えている。

●災害弔慰金の支給等に関する条
 例の一部改正について

Q 本条例では、災害援護資金の貸
 付と、貸付を受ける際の保証人につ
 いても規定されているが、その内容
 について問う。

A 災害援護資金については、従来
 から、『保証人を立てること』につ
 いて規定している。

利率は、条例では『保証人を立て
 る場合は、無利子』で、『保証人を
 立てない場合は年3%以内で市長が

別に定める率』としているが、実際
 には施行規則によって『年1%』と
 規定している。



生活環境委員会での審議の様子

●その他の議案 1件

※採決の結果、すべての議案が
 原案のとおり可決



本会議での採決の結果
 原案のとおり可決